

仕 様 書

1 目的

本仕様書は、公益財団法人宮崎県産業振興機構（以下「甲」という。）のパーソナルコンピュータ（以下「物件」という。）（計１８台）の賃貸借及び保守等について、必要な仕様を定める。

2 契約の範囲

本契約の範囲は、物件の借入、搬入据付、調整、検査、保守及び甲に対する諸手続を含むものとする。

本仕様に明示のない事項であっても、機能上及び社会通念上当然必要と思われるものについては、請負者（以下「乙」という。）において充足するものとする。

3 物件の仕様

次の仕様を備えたものとする。

（１）パーソナルコンピュータ１８台のうち３台

ア 型

モバイルパソコン カタログモデル

イ OS

Microsoft Windows11 Pro 64bit 版

ウ CPU 性能

Intel Core 第 13 世代 i5 又は i7 相当以上

エ メモリ

16GB 以上

オ 内蔵記憶装置

SSD（HDD 搭載不可） 256GB 以上

カ 表示性能

ディスプレイ 12 インチ以上 14 インチ以下 非光沢 解像度 1920 × 1080 以上

キ 入力装置

キーボード

ク 電源

AC アダプタ

ケ 外部端子

（ア）HDMI × 1

（イ）USB 端子

USB3.0 以上 Type-A × 2 個以上

USB3.1 以上 Type-C × 1 個以上

コ ネットワーク対応

（ア）無線 LAN ワイヤレス LAN（Wi-Fi6）対応以上

（イ）有線 LAN（アダプタ不可）

サ Web カメラ

約 92 万画素以上

シ バッテリー駆動時間

標準バッテリーパック装着時 7 時間以上

- ス 重量
1.0kg 以内
- セ ソフトウェア
一太郎（最新版）
MicrosoftOffice なし

（ 2 ） パーソナルコンピュータ 1 8 台のうち 1 5 台

- ア 型
ノートタイプ カタログモデル
- イ CPU 性能
Intel Core 第 13 世代 i5 又は i7 相当以上
- ウ メモリ
16GB 以上
- エ 内蔵記憶装置
SSD のみ（HDD 搭載不可） 256 G B 以上
- オ 表示性能
ディスプレイ 15.6 インチ以上非光沢 解像度：1920×1080 以上
- カ 入力装置
キーボード JIS 標準配列準拠（テンキー付）
- キ 電源
A C アダプタ
- ク 外部端子
 - （ア）HDMI ×1
 - （イ）USB 端子 USB3.0 以上 ×2 個以上
 - （ウ）USB Type-C ポート（3.2 Gen2、USB Power Delivery、DisplayPort™ 1.4）
×1 個以上
- ケ ネットワーク対応
 - （ア）無線 LAN ワイヤレス LAN（Wi-Fi6）対応以上
 - （イ）有線 LAN
- コ OS
Microsoft Windows 11 Pro 64bit 版
- サ ソフトウェア
一太郎（最新版）

4 据付作業

（ 1 ） 甲が準備する手順書に従い以下の環境設定を行うこと

- ・ Windows11 初期設定およびアップデート
- ・ グループポリシーの設定（1 件）
- ・ コンピュータ名の設定
- ・ IP アドレスの設定
- ・ 一太郎のインストール
- ・ プリンタドライバのインストール
- ・ 甲が準備するウイルス対策ソフト、Microsoft365 および各種ソフト（5 点）のインストールと初期設定
- ・ 甲が準備するラベル（3 点）をパソコン指定の場所に貼付

- (2) セットアップのために必要な Microsoft Account は甲が指定するものを使用すること。
- (3) 令和 7 年 8 月 29 日までに物品の納入、据付、環境設定、動作確認を行うこと。

5 運送及び保管

乙は、甲に引渡しを完了するまでの間、リース物件の材料輸送、搬入、保管等に関し生じた事故について、その責を負うものとする。

6 保守及び補償

乙は、納入した全ての物品を常に良好な状態に保つため、物品に精通した保守要員により常時保守できる体制をとること。

また、乙は、物品を完全に使用できるよう保守の責任を負うものとし、物品の故障によって甲の業務に支障を生ずるおそれのある場合は、他の同等の物品を甲に対して無償で使用するよう措置するものとする。

物品の保守にあつては、甲の使用者における重大な過失による故障以外は全て保守の対象とする。(バッテリーは明らかな初期不良の場合以外は除く。)

故障修理は、原則、現地で行うこと。

7 リース物の設置場所、数量等

- (1) 物品の設置場所 公益財団法人宮崎県産業振興機構
- (2) 物品の数量 パーソナルコンピュータ 18 台

8 賃貸借期間

本物件の賃貸借期間は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定を準用した長期継続契約として行うものであり、令和 7 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までとする。

9 その他

- (1) 物品の供給及び稼働については乙が責任を負うこととし、物品の部品等の供給を担保すること。
- (2) 物件については、リース期間満了後、全部又は一部について再リースを行う可能性がある。